

岐阜市一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 一般廃棄物処理計画について

(1) 法的根拠

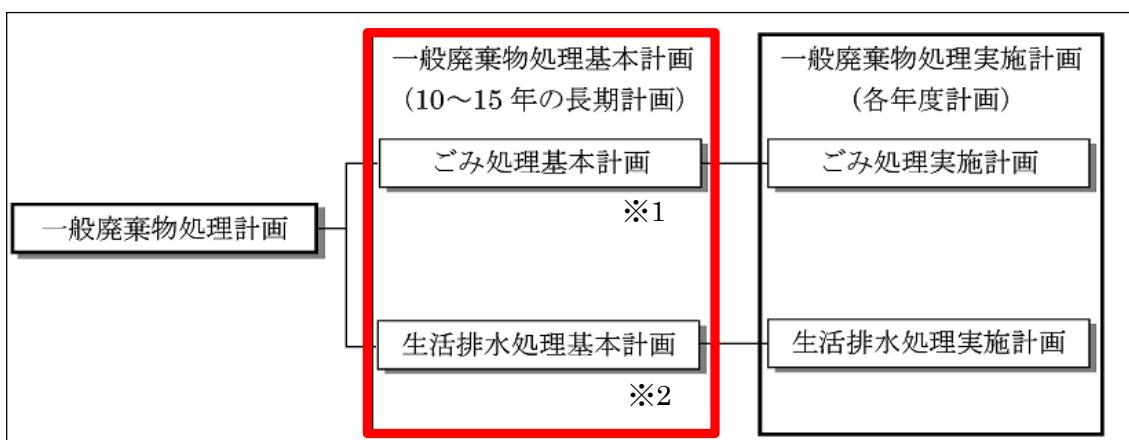
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

(2) 計画の構成

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法施行規則に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める「**一般廃棄物処理基本計画**」及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「**一般廃棄物処理実施計画**」から構成される。

また、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成される。



（環境省：ごみ処理基本計画策定指針（H28.9）より）

※1：「ごみ処理基本計画」とは、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるもの

※2：「生活排水処理計画」とは、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるもの

(3) 基本計画策定の時期

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。

2 岐阜市一般廃棄物処理基本計画

(1) 岐阜市一般廃棄物処理基本計画の改定経緯

- ・平成 28 年 3 月改定（計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度の 10 年間）
- ・令和 3 年 3 月改定（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度の 5 年間）
　※平成 28 年計画の 5 年ごとの見直し
- ・**令和 8 年 3 月改定予定（計画期間：令和 8 年度～令和 17 年度の 10 年間）**

(2) 計画の構成（案）

- ・岐阜市の概要
- ・ごみ処理の現状及び課題
- ・ごみ処理基本計画
 - **ごみ排出量及び処理量の将来予測**
 - **ごみ処理の目標値**
 - 排出抑制・分別、適正処理計画
- ・生活排水処理の現状及び課題
- ・生活排水処理基本計画
 - 生活排水処理形態別人口、計画処理量の将来予測
 - 生活排水の目標値
 - 排出抑制、適正処理計画

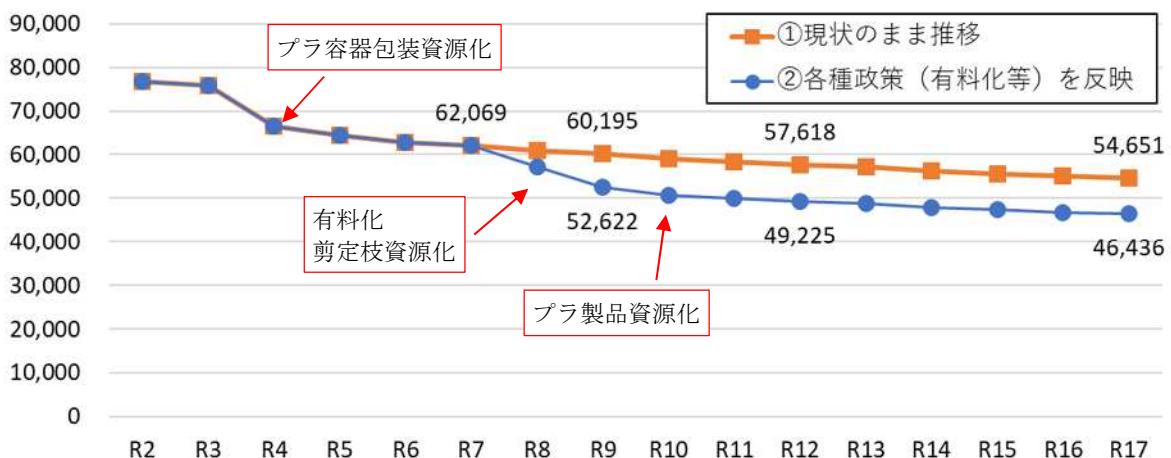
【主な改定内容】

- ※人口や産業状況、ごみ排出量の実績、将来予測値などを更新
- ※ごみ処理有料化やプラ製品の分別回収など、ごみ処理体制の変更を反映
- ※最新の国や県の動向等を踏まえた新しい目標値の設定

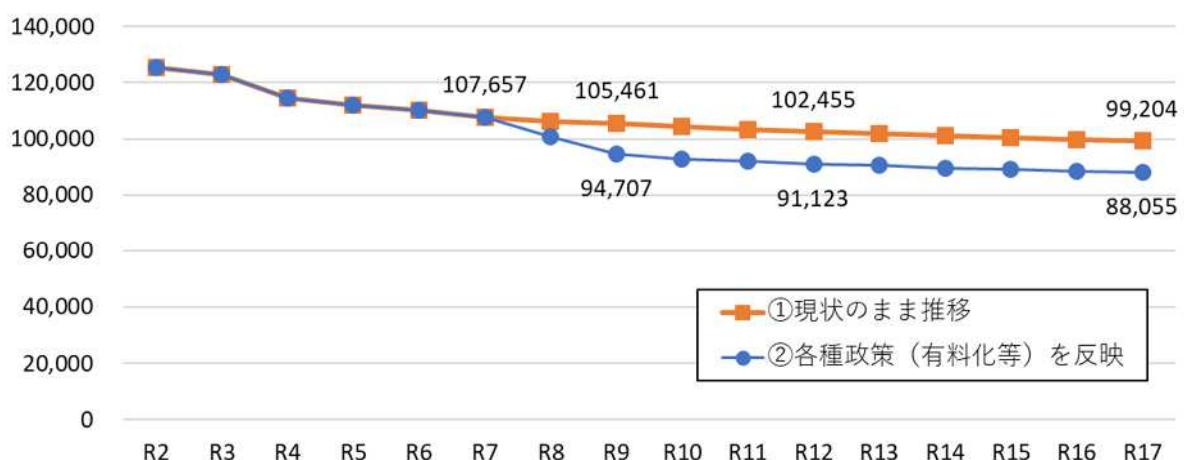
(3) ごみ排出量及び処理量の将来予測

- ①トレンド法（時系列解析法）により、現状のまま推移した場合の予測値^{*1}を推計
 - ※1：H27 から R6 の実績値を推計式^{*2}に当てはめ、予測値を推計する。
原則、最も相関の高い推計式の値を採用する。
 - ※2：「ごみ処理施設構造指針解説（社団法人 全国都市清掃会議編）」に示された 6 種類の推計式（直線、二次関数、指數、べき乗、ロジスティック、対数）を使用
- ②各種のごみ減量・資源化施策を講じた場合の予測値を推計（①を補正）
 - ・ごみ処理有料化制度の導入（令和 8 年 10 月から）
⇒**普通ごみ排出量が 12% 減量**
 - ・プラスチック製品の分別回収の開始（令和 10 年度から）
⇒**プラスチック製容器包装と併せて年間 5,500 t を資源化**
 - ・家庭系剪定枝の資源化の開始（令和 8 年 10 月から）
⇒**年間 2,156 t を資源化**

■家庭系普通ごみ排出量の将来予測



■ごみ焼却量の将来予測



(4) ごみ処理の目標値

●現行計画の目標値

- ・現行計画の目標値はおおむね達成

現行計画						
No.	項目	基準値(R1)	R4実績	R5実績	R6実績	目標値(R7)
①	ごみ総排出量	141千t	132千t	128千t	124千t	132千t
②	1人1日当たりのごみ排出量	946g	898g	872g	855g	904g
③	集団回収等と資源ごみを除く 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	562g	505g	490g	480g	480g
④	事業系ごみ排出量	43千t	40千t	40千t	39千t	40千t
⑤	リサイクル率 ※民間含む ()は民間含まないもの	19.9% (12.7%)	24.6% (14.4%)	23.4% (13.6%)	21.3% (13.4%)	22% (14.5%)
⑥	最終処分量	14.4千t	13.1千t	12.6千t	12.0千t	12.7千t

◎達成済み、○このまま推移すれば達成

※R6年度リサイクル率は、民間事業者の資源化量が暫定値（未回答の事業者有）のため参考値

●新計画の目標値（案）

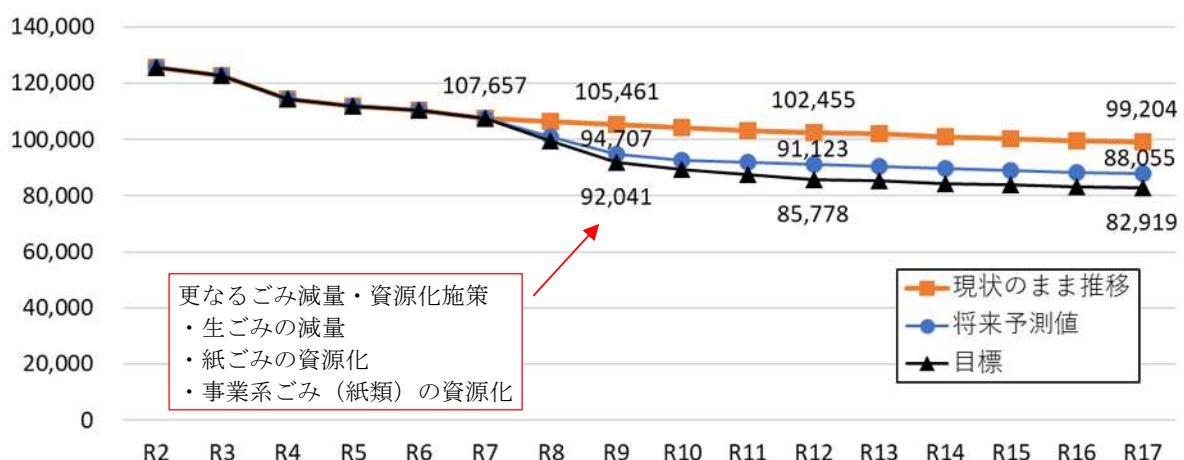
- ・国の「廃棄物処理基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）【環境省、R7.2 変更】」で示された目標を参考に新計画の目標を設定
 - 国目標と同様に、「1人1日当たりごみ焼却量」を新規追加
※県も新規追加予定（R8.3改定時）
 - ごみ処理有料化、プラスチック製品や家庭系剪定枝の資源化に加え、更なるごみ減量・資源化施策を展開することで、国目標と同等の目標値を目指す。

【1人1日当たりごみ焼却量（ごみ焼却量）の目標値】

- ・R12：606g/人・日（8.6万t）、R17：588g/人・日（8.3万t）

No.	項目	新計画（案）					【参考】国目標（R12）	
		R4実績	R6実績	将来予測		中間目標値（R12）	目標値（R17）	目標
①	ごみ総排出量	132千t	124千t	108千t	105千t	108千t	104千t	37百万t R4比▲9%
②	集団回収等と資源ごみを除く1人1日当たりの生活系ごみ排出量	505g	480g	391g	376g	362g	348g	478g 478g
③	事業系ごみ排出量	40千t	39千t	37千t	37千t	37千t	37千t	— —
④	【新規】1人1日当たりごみ焼却量 ※（ ）はごみ焼却量	781g (11.4万t)	760g (11万t)	644g (9.1万t)	635g (8.8万t)	606g (8.6万t)	598g (8.3万t)	606g R2比▲16% (8.6万t)
⑤	リサイクル率　※民間含む ()は民間含まないもの	24.6% (14.4%)	21.3% (13.4%)	25.4% (17.1%)	25.7% (17.1%)	29.4% (21.5%)	29.7% (21.5%)	26% 26.0%
⑥	最終処分量	13.1千t	12.0千t	10.3万t	10.0万t	9.7万t	9.4万t	3.2百万t R4比▲5% 12.4千t

■ごみ焼却量の目標



3 今後の改定スケジュール

- 12月中旬～1月中旬 計画（素案）のパブリックコメント
- 1月下旬～2月上旬ごろ 環境審議会
 - ・報告事項：一般廃棄物処理基本計画（案）
- 3月 計画改定（副市長決裁）

【参考】廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の変更点 [R7.2 環境省]

基本方針の改定イメージ①



- 基本方針の改定に当たっては、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形とし、下記の目標値とする。
- ②、③、⑥、⑦については、現行よりも低い目標値となっているが、過去の実績や経済活動の見通しなどを基にしつつ、各取組を進めた場合の効果を現時点で最大限見込んだ値として設定。（算出方法の詳細は後ページの「各目標値の設定の考え方」に記載。）

現行の基本方針		改定後の基本方針	
指標	目標値（目標年度）	目標値（目標年度）	出所など
①一般廃棄物の排出量	平成24年度比約16%削減（令和7年度） ※45百万トン（H24年度）→約38百万トン（R7年度）	令和4年度比約9%削減（令和12年度） ※40百万トン（R4年度）→約37百万トン（R12年度）	第五次循環計画における循環利用率等の目標値の算出過程で設定した値。
②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約440グラム（令和9年度） ※H24年度は533グラム	約478グラム（令和12年度） ※R4年度は496グラム	
③一般廃棄物の出口側循環利用率	約28%（令和9年度）	約26%（令和12年度） ※R4年度は約20%	
④一人一日当たりごみ焼却量（追加）	一 ※H24年度は726グラム	約580グラム（令和12年度） 約 606g※ ※R4年度は679グラム	第五次循環計画
⑤一般廃棄物の最終処分量	平成24年度比約31%削減（令和7年度） ※4.7百万トン（H24年度）→約3.2百万トン（R7年度）	令和4年度比約5%削減（令和12年度） ※3.4百万トン（R4年度）→約3.2百万トン（R12年度）	第五次循環計画における循環利用率等の目標値の算出過程で設定した値。
⑥産業廃棄物の排出量	平成24年度比約3%増加に抑制（令和7年度） ※3900万トン（H24年度）→約3900万トン（R7年度）	令和4年度比約1%増加に抑制（令和12年度） ※3700万トン（R4年度）→約3740万トン（R12年度）	
⑦産業廃棄物の出口側循環利用率	約38%（令和7年度）	約37%（令和12年度） ※R7年度は約37%	
⑧産業廃棄物の最終処分量	平成24年度比約24%削減（令和7年度） ※13百万トン（H24年度）→約10百万トン（R7年度）	令和4年度比約10%削減（令和12年度） ※8.7百万トン（R4年度）→約7.8百万トン（R12年度）	

3

※国目標における「ごみ焼却量」は、中間処理後の可燃物（粗大ごみ破碎後や資源物選別後の可燃物等）を含まない「ごみ直接焼却量（=普通ごみだけの焼却量）」を指すが、本計画では、中間処理後の可燃物を含む「ごみ焼却処理量」を「ごみ焼却量」とする。

国目標の約 580g（直接焼却量）を、焼却処理量で再計算すると約 606g となる。

（R2 年度の焼却処理量 721g の▲16.0% 減は、約 606g）